

組合規約の一部変更について

新規事業の実施及び法改正等により、下記のとおり規約の一部が変更となりました。

関東信越税理士国民健康保険組合規約

改正後	改正前
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)
第18条 (省略)	第18条 (省略)
<p>一 第6条第1項第一号及び第三号並びに第四号の税理士である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護保険法第9条第2項に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ、ハ及びニに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）、介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）</p> <p style="text-align: right;">月額 30,000円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金賦課額</p> <p style="text-align: right;">月額 5,200円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額</p> <p style="text-align: right;">月額 6,200円</p> <p>ニ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）</p> <p style="text-align: right;">月額 800円</p>	<p>一 第6条第1項第一号及び第三号並びに第四号の税理士である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護保険法第9条第2項に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）</p> <p style="text-align: right;">月額 30,000円</p> <p>ロ 後期高齢者支援金賦課額</p> <p style="text-align: right;">月額 5,200円</p> <p>ハ 介護納付金賦課額</p> <p style="text-align: right;">月額 6,200円</p>

2 削除

3 (省略)

4 (省略)

5 削除

6 組合員に賦課する保険料は、法施行令第29条の7第2項第九号及び同条第3項第八号並びに同条第4項第八号に定める限度額の合算額を超えないものとする。

附 則

1 この規約の一部改正については、令和8年4月1日より適用する。

2 第18条第6項に定める額は、月額90,000円とする。ただし、その適用は令和8年4月1日とする。

3 この規約による改正後の第18条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 削除

3 (省略)

4 (省略)

5 第1項第一号及び第二号の保険料を賦課するに当たり、組合員の世帯に属する被保険者の人数は4人までとする。

6 組合員に賦課する保険料は、法施行令第29条の7第2項第九号及び同条第3項第八号並びに同条第4項第八号に定める限度額の合算額を超えないものとする。

二 職員である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ、ハ及びニに掲げる額の合算額とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満の者」という。）である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額 18,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 月額 5,200円

ハ 介護納付金賦課額 月額 6,200円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額 800円

三 (省略)

四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。但し、当該被保険者が6歳に達する日の属する月の前月まではロを賦課しないものとし、介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ、ハ及びニに掲げる額の合算額とし、18歳未満の者である場合には、イ及びロに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額 10,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 月額 5,200円

ハ 介護納付金賦課額 月額 6,200円

ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額 800円

二 職員である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額 18,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 月額 5,200円

ハ 介護納付金賦課額 月額 6,200円

三 (省略)

四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該被保険者が6歳に達する日の属する月の前月まではロを賦課しないものとし、介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額 10,000円

ロ 後期高齢者支援金賦課額 月額 5,200円

ハ 介護納付金賦課額 月額 6,200円

令和7年秋の叙勲、褒章受章おめでとうございます

令和7年秋の叙勲、褒章受章者が発表され、当組合関係では倉井章前副理事長、鴻田敦副理事長が栄えある藍綬褒章を受章されました。

各先生方におかれましては、税理士会におかれましても役職を歴任されご活躍をいただいていることをご承知のとおりです。

このたびの藍綬褒章の受章にあたりましては、各先生方、今後のますますのご活躍を祈念し心からお祝い申し上げます。